

宮城大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

令和6年3月1日

規程第194号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号。以下「政令」という。)第8条第2項の規定により、宮城大学(以下「本学」という。)が独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に対し推薦する奨学金の返還免除に係る候補者(以下「候補者」という。)の選考について定めるものとする。

(有資格者)

第2条 候補者の資格を有する者(以下「有資格者」という。)は、次に掲げる者とする。

- 一 本学の大学院学生であって、機構の第一種奨学金に係る採用時返還免除内定者(以下「内定者」という。)のうち、当該年度内に貸与期間が終了するものの
- 二 機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生のうち、当該年度内に貸与期間が終了する者であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものの(前号に掲げる者を除く。)

(所属長への申請)

- 第3条 本学の大学院博士前期課程の第1年次に翌年度に入学を予定している者であって、機構の第一種奨学生として採用が予定されているもののうち、内定者となることを希望するものは、所定の書類により所属を予定している研究科の長に申請するものとする。
- 2 本学の大学院博士後期課程の第1年次に入学した大学院学生であって、機構の第一種奨学生として採用された者のうち、内定者となることを希望するものは、所定の書類により所属する研究科の長に申請するものとする。
 - 3 有資格者のうち奨学金の返還免除を希望する者は、所定の書類により所属する研究科の長に申請するものとする。

(学長への推薦)

- 第4条 研究科長は、前条各項の規定により申請のあった者についてそれぞれ選考を行い、所定の書類により順位を付して学長に推薦するものとする。
- 2 前項の選考は、内定者に係る候補者(以下「内定候補者」という。)の選考にあっては当該者の入学試験の成績、入学前の業績等を、候補者の選考にあっては当該学生の在学中における業績を評価することにより行うものとする。

第2編教育 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(内定候補者及び候補者の決定)

第5条 学長は、研究科長の推薦に基づき、次条に定める委員会の議を経て、内定候補者及び候補者を決定するものとする。

(委員会の設置)

第6条 本学に、内定候補者及び候補者の選考を行うため、政令第8条第2項に定める学内選考委員会として、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 研究科長から推薦された内定候補者及び候補者の選考に関すること。
- 二 評価の項目及び方法に関すること。
- 三 その他内定候補者及び候補者の選考に関すること。

(構成)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
 - 二 学生支援及び研究を担当する副学長
 - 三 研究科長
 - 四 事務局長
 - 五 その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、学長が委嘱又は指名する。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は学長をもって、副委員長は学生支援を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議運営)

第10条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 緊急その他やむを得ない事情があり、委員会を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

第2編教育 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局学生支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 (R6.2.28 第208回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 宮城大学奨学金返還免除候補者選考規程（平成21年宮城大学規程第49号）、宮城大学大学院博士前期課程進学予定者に係る奨学金返還免除内定候補者選考規程（令和5年宮城大学規程第188号）及び宮城大学大学院博士後期課程奨学金返還免除内定候補者選考規程（令和5年宮城大学規程第189号）は、廃止する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (R6.11.27 第217回理事会)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。